

3 事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等

事前伐採は、倒木による停電被害のみならず、道路閉塞の未然防止等にも資するため、地方公共団体及び一般送配電事業者が共に受益する取組であることから、当事者である両者の主体的な協力によって実施されるべきものと考えられる。

しかしながら、事前伐採に係る事務分担及び費用負担について明確に規定した法令等はなく、現状、双方の個別協議に基づき事務分担及び費用負担がなされている状況である。

その関連として、一般送配電事業者は、災害時連携計画において、地方公共団体を含む関係機関との連携事例を整理することとしており、地方公共団体及び同事業者間の事務分担の例（工事計画、伐採交渉及び伐採工事をどちらが分担しているか。）や費用負担の割合の例が掲載されている。

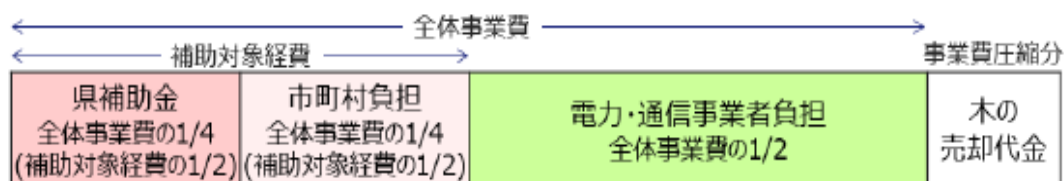
また、経済産業省（関東東北産業保安監督部東北支部）は、管内各県に対し、一般送配電事業者が作成した取組事例集を提供しており、当該事例集には、地方公共団体と同事業者間の事務分担等の例（計画策定、伐採交渉、伐採工事費用、電線の防護及び廃棄処分をどちらが分担しているか。）が掲載されているが、図3のとおり、いずれも調整結果が中心となっている。

図3 事務分担や費用負担の掲載例＜抜粋＞

（「災害時連携計画」別紙の連携事例集）			
c. 今年度の事業			
・今年度は6径間、0.2kmを選定し伐採工事を完了（7/13～30）			
（事業費） 380万円			
① 280万円 ⇒ 氷見市の受託を受けた業者の伐採費用			
② 100万円 ⇒ 森林所有者自身が伐採を行う場合、費用の半額を助成			
d. 当社の関わり			
・上記c.①の事業について、伐採箇所の選定、防護管取付け、工事立会いなどの協力を実施（伐採費用の負担は無し）			
（「災害時連携計画」別紙の連携事例集）			
＜細則による具体的役割分担＞			
	工事計画	伐採交渉	伐採工事
鹿角市	○	○	
東北電力ネットワーク	○		○
※費用負担は都度協議			

(「災害時連携計画」別紙の連携事例集)

c. 費用負担イメージ (事業者負担がある場合)



(東北電力ネットワーク㈱作成資料(取組事例集))

役割分担		
	自治体	東北電力NW
計画策定	●	●
所有者交渉	●	●
伐採工事費用	●	●※
電線の防護	—	—
廃棄処分	●	

※ 林道以外の配電線直下を実施

(注)1 「災害時連携計画」別紙の連携事例集及び関東東北産業保安監督部東北支部のウェブサイトからの引用による。

2 事務分担等の調整結果に関わる部分のみを抜粋した。

3 上記事務分担等には、電気事業法令に基づく伐採も含まれている。

(1) 事務分担の状況

実際に事前伐採を実施している事例を基に、市町村及び一般送配電事業者間の事務分担の状況、その分担に至った背景事情等を調査した結果は、以下のとおりである。

実地調査の結果を踏まえると、事前伐採に係る主な事務としては、i) 伐採箇所の選定、ii) 所有者の探索及び伐採交渉、iii) 伐採工事の設計・施工、iv) 伐採木の処理に分類される。

実地調査の結果、事務分担の状況について、表3-(1)-①のとおり、過去5年間に事前伐採を実施したことがある12市町村のうち、ほとんどの市町村が、所有者の探索から伐採工事の設計・施工に至るまでの事務の大部分を担っていた。

一方で、伐採箇所の選定については、市町村が一般送配電事業者から過去に倒木処理した箇所等の情報提供を受けたり、同事業者と協議したりしながら、最終的に伐採箇所を選定している例がみられた。

また、過去5年間に事前伐採の必要性を検討したことがあるものの、実施に至っていない11市町村の中からは、市町村が所有者の探索を担うと、全ての所有者が明らかにならない、又は明らかにできたとしても時間を要するとする意見があった。

表3-(1)-① 市町村及び一般送配電事業者間の事務分担の状況 (単位：市町村)

類型	伐採箇所の選定	所有者の探索及び 伐採交渉	伐採工事の 設計・施工	伐採木の処理	市町村数
A	市町村				4
B	市町村 一般送配電事業者	市町村			5
C	一般送配電事業者	市町村			1
D	市町村 一般送配電事業者	市町村	市町村 一般送配電事業者		1
E	市町村 一般送配電事業者	市町村	一般送配電事業者	市町村	1

- (注)1 当省の実地調査結果による。
2 費用の負担のみの場合は、事務を担っていないものと整理した。
3 伐採箇所の選定については、伐採木の選定は含まないが、市町村が一般送配電事業者から過去に倒木処理した箇所等の情報提供を受けたり、同事業者と協議したりしている場合は、両者で実施していると整理した。
4 伐採木の処理については、残置の場合を含む。

一般送配電事業者に対し、事務分担の例やその考え方等について確認したところ、伐採箇所の選定については、市町村と協議した上で、最終的に市町村が選定している例が多くみられた一方で、表3-(1)-②のとおり、それ以外の事務については、市町村が主体となって実施するものとの認識がみられた。

さらに、一般送配電事業者が共同して作成し、電力広域的運営推進機関を經由して経済産業大臣に届け出ている災害時連携計画（ロ 倒木対策等）に「地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」との記載があることを踏まえ、事前伐採は、市町村主体で実施され、市町村の要望に応じて同事業者が側面的に支援する立場であるとの認識もみられた。

表3-(1)-② 事務分担の状況やその考え方等（一般送配電事業者）

1	市町村、森林所有者及び一般送配電事業者で締結する三者協定により、当該一般送配電事業者は、配電線への樹木接近箇所について配電設備から2mまでの範囲内（電気事業法令に基づく伐採の範囲内）に係る伐採を実施することとし、それ以外は市町村が伐採を担っている。 市町村が伐採を行う範囲について、一般送配電事業者は、所有者の探索及び伐採交渉、伐採工事の設計・施工等の事務を担っていない。 一般送配電事業者は、このような分担（事実上、事前伐採に係る部分を担っていないこと。）になっていることについて、市町村が事前伐採に活用す
---	---

	る国庫補助事業において、同事業者が担うのは、配電設備の保安・保全措置とされており、これは電気事業法令に基づく伐採であると認識しているためとしている。
2	市町村が一般送配電事業者と共同で事前伐採を実施する場合において、当該一般送配電事業者は、配電線・電柱から 2m までの範囲を基本として伐採し、それ以外の範囲については、所有者の探索及び伐採交渉、伐採工事の設計・施工等の事務は担っていない。 ただし、一般送配電事業者は、通常の電気事業法令に基づく伐採範囲を超えて伐採するケースもあり、その理由について、同事業者以外の伐採業者が、樹木を伐採（根切り）した場合に、伐採した樹木が配電線に引っ掛かるなどの支障にならないようにするためとしている。
3	伐採箇所の選定については、過去の倒木被害の状況を把握している一般送配電事業者を主体とし、所有者の探索及び伐採交渉から伐採工事の設計・施工については、地域事情に精通している市町村を主体としている。
4	伐採工事の設計・施工を一般送配電事業者が実施することとしており、それ以外の伐採箇所の選定、所有者の探索及び伐採交渉並びに伐採木の処理を市町村が実施することとしている。 当該一般送配電事業者は、各市町村に事前伐採の有効性（樹木接触・倒木を起因とした停電件数の減少）を実感してもらい、各市町村に事前伐採に要する予算を将来にわたり毎年計上してもらえよう、当面の期間は、同事業者において伐採工事の設計・施工を実施することとしている。
5	災害時連携計画に「地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」と規定があるとおり、事前伐採の実施は、市町村主体で行われるものと認識しており、一般送配電事業者は市町村の要望に応じて支援する立場である。 一方で、事前伐採は市町村との共同事業という側面があるとも考えられることから、市町村と協議の上、次のとおり事務を分担している。 ・ 一般送配電事業者の事務：伐採候補箇所及び伐採候補木の提案 ・ 市町村の事務：伐採箇所の選定、伐採木の選定、所有者の探索及び伐採交渉、伐採工事の設計・施工等の全般

（注） 当省の実地調査結果による。

ア 事務負担に対する市町村の意見

実地調査の結果、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村の中には、表 3-(1)-③のとおり、分担する事務に負担を感じており、事務の一部を一般送配電事業者が担うべきとの意見があった。

表 3-(1)-③ 市町村が分担する事務に負担を感じているとする意見

1	現状、市町村としては事務分担について合意に至らなかった事項等はないが、所有者の探索及び伐採交渉並びに伐採工事の設計・施工の事務を担っている。 現在の事務分担では、一般送配電事業者は一切のリスクがなく、ほぼ全ての責任を市町村が負っているため、もう少し分担内容を見直してほしい。
2	市町村は予算執行管理も含め、全ての事務を担っており、相当荷が重いため、一般送配電事業者にもう少し負担願いたい。同事業者はマンパワー不足と主張しているが、地方公共団体も同様である。 例えば、所有者の探索に係る事務については、用地部門を持つ一般送配電事業者から土地の所有者情報を得ることができれば、市町村は土地の調査を行わなくて済むと考えており、事務負担が大幅に軽減される。
3	市町村としては事務分担について合意に至らなかった事項等はないが、事務手続に負担を感じている。 全ての事務を担えているが、所有者の探索は、一般送配電事業者でもできると考えている。

(注) 当省の実地調査結果による。

イ 市町村と一般送配電事業者による協力状況

一方で、実地調査の結果、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村の中には、表 3-(1)-④のとおり、市町村及び一般送配電事業者の双方が協力して事前伐採を実施している例がみられた。

表 3-(1)-④ 市町村と一般送配電事業者による協力の例

【所有者の探索において、一般送配電事業者から情報提供を受けている例】 従来、一般送配電事業者からは、個人情報であることを理由に伐採箇所である所有者の情報の提供を断られていたが、令和 6 年度からは提供してもらえることになった。 それまでは、土地の位置、形状及び地番が表示されている^{あざえず}字絵図と航空写真を重ねて伐採が必要な箇所の地番を確認し、税務課に依頼して所有者を特定した上で伐採交渉を行っていた。しかし、字絵図と航空写真を重ねて地番を確認する方法は、実際の地番とずれることも多く手探りとなるため、正確に所有者を特定できなかった場合には、所有者との交渉漏れが生じることもあり困っていた。 令和 6 年度からは、伐採箇所にある電柱の位置を一般送配電事業者に伝え、所有者情報を教えてもらっている。この所有者情報と、字絵図等で特定した所有者情報を突合することで、より正確に所有者を特定することが可能となり、効果があった。 【伐採交渉において、専門的知見を持つ一般送配電事業者が対応している例】

伐採箇所の所有者が不明である場合に、電柱を設置した当時の所有者情報をたどるため、一般送配電事業者に相談し、当該情報を提供してもらうことはある。

また、当該一般送配電事業者は、市町村が主催する事前伐採に係る所有者に対する説明会（伐採交渉の場）に同席し、同事業者から倒木による断線リスクや断線による停電の影響等について説明している。

【一般送配電事業者が伐採工事の設計・施工を実施している例】

所有者の探索及び伐採交渉は市町村が実施し、伐採工事の設計・施工は一般送配電事業者が実施するよう分担している。市町村は事前伐採に取り組みやすくなったほか、同事業者は、市町村に事前伐採の有効性（樹木接触・倒木を起因とした停電件数の減少）を実感してもらうことで、各市町村に事前伐採に要する予算を将来にわたり毎年計上してもらえるようになることを期待している。

（注） 当省の実地調査結果による。

（2）主な事務の実施例

今回の調査において、事務分担の状況と併せて、表 1-(1)で示した主な業務等の流れのうち、i) 伐採箇所の選定、ii) 所有者の探索及び伐採交渉、iii) 伐採工事の設計・施工、iv) 伐採木の処理について、過去5年間に事前伐採を実施したことがある12市町村と一般送配電事業者における事前伐採に係る主な事務の実施内容についても把握した。実地調査の結果は、以下のとおりである。

ア 伐採箇所の選定

一般送配電事業者に対し、伐採箇所の選定の考え方を確認したところ、表 3-(2)-①のとおり、伐採箇所の選定に必要な情報を市町村に提供している例がみられた。

表 3-(2)-① 伐採箇所の選定の考え方（一般送配電事業者）

1	i) 過去の倒木発生の有無、ii) 幹線道路沿いの配電線であるか、iii) 避難所や通信設備等への影響の有無を基準に優先順位を判定し、事前伐採の候補箇所に係る情報を取りまとめ、府県による事前伐採の推進に係る連絡会（府県内市町村や一般送配電事業者が参加）において、当該情報を提供している。
2	- 事前伐採の伐採箇所の選定についての考え方は、以下のとおりである。 i) 過去の災害で停電及び倒木被害のあった箇所（土砂崩れ又は雪崩による電柱や道路への流出箇所は除く。）のうち、重要負荷施設^(注)に影響がある、又は集落の孤立が見込まれる箇所 ii) 過去の台風、雪害等で倒木による被害はないものの、将来的に被害の発生が予想される路線のうち、重要負荷施設^(注)に影響がある、又は集落の孤立が見込まれる箇所 - 上記の考えで選定した伐採箇所を以下の基準で優先順位付けしている。

	優先順位 1:「道路閉塞」＋「停電」＋「重要負荷施設^(注)停電」＋「孤立集落」解消の効果あり 優先順位 2:「道路閉塞」＋「停電」＋「孤立集落」解消の効果あり 優先順位 3:「道路閉塞」＋「停電」＋「重要負荷施設^(注)停電」解消の効果あり (注)「重要負荷施設」とは、水源地、市町村の施設、避難所等を指す。 これらの優先順位付けは、府県や市町村の考え方と基本的に同じである。
--	--

(注) 当省の実地調査結果による。

また、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村に対し、伐採箇所を選定の考え方を確認したところ、表 3-(2)-②のとおり、一般送配電事業者から過去の倒木による停電発生箇所等の情報提供を受けて、伐採箇所を選定しているほか、地元からの要望、市町村が重要と考える施設（防災行政無線の中継局、通信基地局、水道施設等）に電力を供給する配電線沿いの樹木を伐採箇所を選定しているなどの例がみられた。

表 3-(2)-② 伐採箇所を選定の考え方（市町村）

1	当該市町村が伐採箇所について各区から要望を聞き、市町村、府県及び一般送配電事業者で伐採範囲等を相談しながら現地確認を実施し、市町村が優先順位や伐採範囲を総合的に判断して選定している。 このほか、市町村職員が市町村内を巡視した際に発見した危険箇所や、事前伐採の候補箇所について、配電線の先続く集落の有無、孤立集落になるおそれ等の情報を基に優先順位を判断している。
2	伐採箇所を選定の優先順位付けについては、一般送配電事業者から示された下記の事項を参考にしている。 i) 災害時の広域避難所など配電線の保安上重要なエリア ii) 過去 3 年間の停電発生箇所及び倒木による停電のおそれのある箇所を分析し、抽出された停電リスクの高いエリア iii) 停電には至らないが、倒木が多いエリア
3	避難所など電力の供給が止まると特に困る重要施設など、将来的に停電による影響の度合いが高いところを優先的に選定する方針である。 停電リスクが高い箇所については、関係する課が現地確認し、一般送配電事業者と事前伐採の候補箇所の優先順位等を話し合っている。
4	一般送配電事業者から伐採希望のあった箇所を参考に、令和 2 年 12 月の集中降雪で倒木が多かった路線のうち、i) 倒木による停電リスクのある戸数が多い箇所や住民からも伐採要望があった箇所、ii) 防災行政無線の中継局や通信基地局に電力を供給する配電線に影響を与える樹木を伐採箇所として選定している。

	なお、倒木による停電リスクのある戸数が何戸以上の場合に優先的に事前伐採を実施するといった選定基準は設けておらず、今後の検討課題である。
5	一般送配電事業者から事前伐採への協力依頼があり、伐採箇所について、市町村としては、水道施設周辺を事前伐採の伐採箇所とすることとした。 伐採箇所については、供給戸数が多く規模の大きな施設の周辺を優先的に選定している。
6	過去に倒木による孤立集落（停電を含む。）が生じた倒木発生箇所及びその周辺を選定している。

（注） 当省の実地調査結果による。

イ 所有者の探索及び伐採交渉

実地調査の結果、所有者の探索及び伐採交渉について、過去5年間に事前伐採を実施したことがある12市町村のうち、9市町村は所有者の探索及び伐採交渉を自ら実施している。

当該9市町村では、表3-(2)-③のとおり、固定資産課税台帳、林地台帳、国土調査の結果、公図等の情報を基に所有者を探索している。また、これらの情報から所有者が特定できない場合は、伐採箇所の隣地を所有する住民に確認している例もみられた。

一方で、残りの3市町村では、表3-(2)-④のとおり、所有者の探索や伐採交渉を行うには、マンパワーやノウハウが不足しているとして、地域の状況に精通している地元区長に委託したり、事業者へ外部委託したりして、業務の効率化につなげている例もみられた。

表3-(2)-③ 所有者の探索及び伐採交渉の方法等

区 分	方 法 等
所有者の探索に活用する情報	- 固定資産税の納付通知書の発送先の情報、固定資産課税台帳のGIS（Geographic Information System）上の情報（氏名、番地等） - 林地台帳 - 国土調査の結果 - 道路沿線の土地の地番を公図により確認の上、当該地番情報を基に登記簿に記載された所有者の住所を確認 - 所有者が亡くなっているなどの場合、相続人探しの要領で戸籍謄本を取得する作業を繰り返す。 - これらの情報でも所有者が不明の場合、現地に赴いて、伐採箇所の隣地を所有する住民や近隣住民から聞き取り
伐採交渉	- 対象となる所有者に対して、文書（承諾書、伐採箇所が分かる資料等）を送付、又は直接訪問の上、同意を得る。 - 過去に事前伐採を実施した箇所の写真を見せながら、事前伐採の効果や伐採のイメージを共有し、事前伐採の趣旨を丁寧に伝えるこ

	とで同意を得ている。特に山間部では、所有者本人も相続しただけで所有する範囲を把握していないことがあるため、伐採する範囲もよく相談しながら同意を得ている。 一旦は「考えさせてほしい」とした所有者に対し、周囲の伐採後の状況を見てもらった結果、同意が得られ、翌年度に事前伐採の実施に至った例がある。
--	---

(注) 当省の実地調査結果による。

表 3-(2)-④ 所有者の探索等の事務を外部に委託している例

1	当該市町村は、職員の負担軽減及び効率的な業務遂行につながるため、所有者の探索及び伐採交渉に係る事務について、地域の状況に精通した地元区長に委託している。
2	当該市町村では、職員が不足し、所有者の探索を行うノウハウもないため、当該事務について、事業者へ外部委託している。 また、伐採交渉の際には、地元区長の協力を得ている。

(注) 当省の実地調査結果による。

ウ 伐採工事の設計・施工

実地調査の結果、予定価格の積算方法について、表 3-(2)-⑤のとおり、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村のうち、8 市町村は、森林組合等の事業者へ依頼した見積りを参考に積算を行っている。

また、事前伐採の際に、樹木が配電線・電柱や道路等のインフラの方向に倒れ、当該インフラに支障が生じることがないようにする必要があるため、チルホール（手動式の小型ウインチ）を使用するが、府県によっては、市町村が積算しやすいように、その工程等の単価について独自に設定し、市町村に提供している例がみられた。

表 3-(2)-⑤ 予定価格の積算方法

(単位：市町村)

区 分	市町村数
個別見積りを参考に積算	8
府県が作成した標準単価を基に積算	2
その他（業務委託、一般送配電事業者が工事を実施）	2

(注) 当省の実地調査結果による。

エ 伐採木の処理

実地調査の結果、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村の中には、表 3-(2)-⑥のとおり、i) 伐採木をまきとして活用の上、伐採木の処理費用を削減する、ii) チップ材として売却し、事前伐採に要する費用に補てんするなどの例がみられた。

表 3-(2)-⑥ 伐採木の処理の例

1	当該市町村では、所有者や近隣の住民にまきなどとして使ってもらうことで、伐採木の処理費用の削減につなげている。
2	伐採木のうち、配電線に傾倒し、伐倒できる方向がない場合は、細断しながら伐採することになるが、経済的価値が乏しくなるため、伐採木は林内に残置するか、チップ材として売却し事前伐採に要した費用に補てんすることを所有者から了解を得ている。
3	伐採木の処理等については、当該府県の事前伐採に係る補助事業の実施要綱に基づき、府県が当該事業を実施する市町村ごとに設置する対策会議（府県、市町村、一般送配電事業者等が構成員）において決めることとしている。 その理由について、府県は、令和 2 年度の伐採箇所において、玉切り後の丸太を置き去りにして、住民から「観光地の道中であり景観を損ねているため、撤去してほしい」、「通行時に恐怖を感じる。また、景観を壊しているから撤去してほしい」との苦情があったことから、3 年度に当該実施要綱を改正する際、i) 当該対策会議で伐採木の処理の検討を行うこと、ii) 市町村において事前伐採に係る事業内容（伐採工期、伐採範囲、伐採木の具体的な処理等）について、事前に所有者及び近隣住民の同意等を得ておくことを明記したとしている。

(注) 当省の実地調査結果による。

(3) 費用負担の状況等

実際に事前伐採を実施している事例を基に、市町村及び一般送配電事業者間の費用負担の例、その負担に至った背景事情等を調査した結果は、以下のとおりである。

ア 費用負担の例

実地調査の結果、表 3-(3)-①のとおり、事前伐採に係る費用負担について、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村のうち、半数近い 5 市町村では、一般送配電事業者が事前伐採に係る工事費を負担していなかった。

また、過去 5 年間に事前伐採の必要性を検討したことがあるものの、実施に至っていない 11 市町村の中には、配電設備は一般送配電事業者が維持管理する施設であるため、その設備の停電予防策としての事前伐採について、市町村の予算を使うべきか、また、どの部署がどの程度実施すべきかが明確になっていないことから、事前伐採を実施するに至っていないとする意見もあった。

表 3-(3)-① 工事費の費用負担

(単位：市町村)

区 分	市町村数
市町村のみ負担	5
一般送配電事業者のみ負担	1
一般送配電事業者が一部負担	6

(注) 1 当省の実地調査結果による。

2 一般送配電事業者が行う電気事業法令に基づく伐採に係る工事費は除く。

3 「一般送配電事業者のみ負担」としている市町村は、伐採木の処理に係る費用を負担している。

一方で、実地調査の結果、上記の 12 市町村、府県及び一般送配電事業者の中には、事前伐採に係る費用負担について、表 3-(3)-②のとおり、事前伐採が配電線・電柱管理及び道路管理の両面の観点からライフラインの確保につながるため、同事業者及び府県間で協議の上、事前伐採に係る費用をそれぞれ負担している例がみられた。

表 3-(3)-② 費用負担の例

当該府県は、基本的に府県による補助事業により事前伐採を実施しており、事業費について、当該事業の交付要綱に基づき、府県が 1/4、市町村が 1/4、一般送配電事業者が 1/2 をそれぞれ負担することとしている。

このことについて、当該一般送配電事業者は、事前伐採が配電線・電柱管理及び道路管理の両面の観点からライフラインの確保につながるため、府県と協議の上、事前伐採に係る費用を応分負担している。

(注) 当省の実地調査結果による。

他方、実地調査の結果、事前伐採に係る工事費について、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村、府県及び一般送配電事業者の中には、表 3-(3)-③のとおり、その大部分を事前伐採による受益する当事者間のうち市町村が負担しており、中には市町村が全額負担している例もみられた。

表 3-(3)-③ 工事費の大部分又は全額を市町村が負担している例

1	当該市町村は、市町村、森林所有者及び一般送配電事業者の三者による協定を締結し事前伐採を実施している。 当該一般送配電事業者は、市町村が事前伐採に活用する国庫補助事業において、配電設備の保安・保全措置を同事業者が担うこととされており、これが電気事業法令に基づく伐採であると認識しているため、配電設備から 2m までの範囲内（電気事業法令に基づく伐採の範囲内）において、倒木及び幹枝の除去並びに危険木の伐採・枝払いを行うとしている。 その結果、事前伐採に係る工事費は全額市町村が負担している。
---	---

2	同一の府県内市町村に対する電力供給について、一部の市町村をA一般送配電事業者が、一部の市町村をB一般送配電事業者がそれぞれ管轄している。 事前伐採に係る工事費に関し、B一般送配電事業者管内で事前伐採を実施する場合、同事業者は事前伐採負担金として最大 1/2 を負担している一方で、A一般送配電事業者管内で事前伐採を実施する場合、同事業者は事前伐採に係る工事費を負担するのではなく、同事業者以外の伐採業者が、樹木を伐採（根切り）した場合に、伐採した樹木が配電線に引っ掛かるなどの支障が生じない範囲（配電線から 4mまでの範囲内の枝切り）をA一般送配電事業者が伐採する形で負担しており、同一府県内であるにもかかわらず、管轄する一般送配電事業者の違いによって費用負担が全く異なる状況となっている。
3	当該市町村は、停電予防の効果の観点から、配電線から 2mまでの範囲内（電気事業法令に基づく伐採の範囲内）における全ての樹木及び 2mから 40 mまでの範囲内の倒木の危険性のある樹木の根切りを行っている。 市町村は、本来、一般送配電事業者が費用を負担することが相当な電気事業法令に基づく伐採部分を含めて事前伐採に係る工事費（配電線の防護管の設置費用を除く。）を全額負担している。 それに対して、一般送配電事業者は、配電線から 2mまでの範囲内で根切りされた樹木について、社内規定に基づき算定した伐採補償費相当額のみを市町村に支払っている。
4	当該市町村は、事前伐採を行う際、電気事業法令に基づく伐採部分を含め、道路端から 20mまでの範囲内の樹木を根切りしている。 市町村は、一般送配電事業者から伐採候補箇所の提案を受けた際に、同事業者が本来実施すべき電気事業法令に基づく伐採部分も合わせて伐採を行うことになるため、同事業者と費用負担を協議した。 協議において、市町村は、一般送配電事業者から提示のあった負担金について増額を要望したところ、同事業者は、「5 年ごとの事業計画に基づき負担金の予算を定めており、容易に負担金額を引き上げることは難しい。」と回答した。 結果的に、市町村は工事費の大部分を負担している。

（注） 当省の実地調査結果による。

イ 費用に充当する財源の例

実地調査の結果、事前伐採に係る費用に充当する財源について、過去 5 年間に事前伐採を実施したことがある 12 市町村では、表 3-(3)-④のとおり、林野庁の国庫補助事業（重要インフラ施設周辺森林整備）、府県による補助事業、地方単独事業¹⁰をそれぞれ活用し実施している。

¹⁰ 地方単独事業に係る財源の例については、一般財源のうち実地調査による一部の地方公共団体の財源の活用例について示したものであり、網羅的に把握しているものではないことに留意

また、実地調査の結果、府県の中には、表 3-(3)-⑤のとおり、市町村に対して、事前伐採に係る費用に対する財政支援を実施し、事前伐採に取り組んでいる例がみられた。

表 3-(3)-④ 費用に充当する財源の例

区分	費用に充当する財源			備 考
	国庫補助事業 (林野庁)	府県による 補助事業	一般財源	
1	○		○	林野庁の国庫補助事業を活用した理由は、府県から同事業に係る説明があったためである。
2	○	○	○	以前は、林野庁の国庫補助事業を活用して伐採及び造林を行っていたが、現在は、伐採に要する費用について、府県による補助事業に切り替えている。
3		○	○	府県による補助事業の内示額を超過した金額分について、森林環境譲与税を含む一般財源により支出している。
4		○	○	事業費の1/2は、府県の交付金を活用している。
5		○	○	事業費は、一般送配電事業者が1/2を負担し、市町村は、残る1/4ずつについて、府県による補助事業及び森林環境譲与税を活用している。
6			○	全額森林環境譲与税を活用している。 なお、令和4年度は、実施時期が年度末であり、首長から早急に対応するよう指示もあったことから、首長専決で支出したため、その他一般財源を活用した。
7			○	事前伐採事業に配分された森林環境譲与税満額に加え、不足する場合は、その他一般財源を活用している。

(注) 当省の実地調査結果による。

表 3-(3)-⑤ 府県による市町村への財政支援の例

1	当該府県では、林野庁の国庫補助事業（重要インフラ施設周辺森林整備）を活用した森林整備を進めていくこととし、同事業を活用した補助事業を整備している。
2	当該府県では、平成 30 年度の台風災害や雪害等により、道路、配電線等沿いの倒木による停電等の被害が多発したことを踏まえ、住民の安全・安心の確保を目的として、令和元年度にライフライン等の保全対策を事業化（補助率 9/10 以内）して市町村への財政支援に取り組んでいる。 府県では、当該事業について、市町村や住民等から意見を聴く中でライフライン対策へのニーズが高いことを踏まえて事業化したとしており、単木を対象とした予防対策が中心となる場合や、都道府県知事が立てる地域森林計画の対象民有林以外の区域に伐採箇所がある場合も活用できるとしている。
3	当該府県では、平成 27 年度から市町村を対象として、強風、大雪等による停電の発生を抑止するため、あらかじめ配電線周辺の倒木のおそれがある樹木の伐採を目的として、独自の補助事業を実施している。同事業では、事業に要する経費のうち、一般送配電事業者が 1/2、府県が 1/4、市町村が 1/4 をそれぞれ負担することとしている。
4	当該府県では、独自に交付金制度を創設し、市町村が一般送配電事業者等と連携して実施する支障木の事前伐採に要する経費に対する財政支援を行っており、府県内における事前伐採の推進策の一環としてその活用を進めている。 当該交付金制度の補助率について、令和 2 年度は対象経費の 1/3 以内であったところ、市町村における財政負担の軽減のため、3 年度には対象経費の 1/2 以内に引き上げている。
5	当該府県では、平成 30 年台風第 21 号の影響により、倒木による道路閉塞、孤立集落の発生及び停電の多発があったことから、令和 3 年度に風倒木等被害対策のための補助事業を創設している。 また、市町村からの要望を受けて、当該事業について毎年拡充しており、1ha 当たりの補助上限額を増額するとともに、令和 6 年度から、伐採木が道路へ転落、滑落するおそれのある急傾斜地での集材・整理の場合には 1ha 当たり補助上限額 50 万円（事業費の 1/2 以内）を新たに補助している。

（注） 当省の実地調査結果による。